

我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法について

衆議院調査局調査員

齋藤 壮一

湯本 善昌

加山 智貴

菊地 夏来

(財務金融調査室)

《構成》

- I 背景及び経緯
- II 法律の概要
- III 審議経過
- IV 主な質疑・答弁の概要
- V 法律成立後の動向

本稿では、第211回国会(常会)において、令和5年6月16日に成立し、同月23日に公布された「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法」(令和5年法律第69号)について解説する。

I 背景及び経緯

1 我が国を取り巻く安全保障環境

我が国を取り巻く安全保障環境の悪化が指摘されている。

「国家防衛戦略について」(令和4年12月16日国家安全保障会議決定・閣議決定)¹は、我が国を含む国際社会が、ロシアによるウクライナ侵略が示すように、深刻な挑戦を受け、新たな危機に突入しているとしている。また、

中国による東シナ海、南シナ海での力による一方的な現状変更の試みや、北朝鮮によるかつてない高い頻度での弾道ミサイル発射を例に、インド太平洋地域、とりわけ東アジアにおいて、戦後の安定した国際秩序の根幹を揺るがしかねない深刻な事態が発生する可能性が排除されないとしている。

2 防衛力強化に向けた動き

このような国際情勢に対応すべく、「自由で開かれたインド太平洋²」の実現に向けて、G7等の政策協調も進められてきた。

日米関係では、令和4年5月のバイデン米国大統領の訪日に際して行われた日米首脳会談において、岸田内閣総理大臣が2つの意味で首脳会談の重要性を述べた。1つ目は、ロシアによるウクライナ侵略という国際秩序の根幹を揺るがす危機に直面し、自由で開かれた国際秩序を断固として守るべく、同盟国や同志国の結束が求められていることである。

2つ目は、インド太平洋地域の平和と繁栄を確保することこそが国際社会にとって最も重

¹ 国家安全保障に関する最上位文書である「国家安全保障戦略」の防衛に関する戦略的指針を踏まえて策定されるもので、防衛の目標を設定し、それを達成するための方法と手段を示すものである。また、同じく「国家安全保障戦略」を踏まえて策定されるものに「防衛力整備計画」があり、「国家安全保障戦略」、「国家防衛戦略」、「防衛力整備計画」の3つを総称して「防衛三文書」と呼ばれている。

² インド太平洋地域全体の平和と繁栄を保障し、いずれの国にも安定と繁栄をもたらすために、ASEANの中心性、一体性を重視し包括的かつ透明性のある方法で、ルールに基づく国際秩序の確保を通じて、自由で開かれたインド太平洋地域を「国際公共財」として発展させるという構想のこと。(外務省HP「自由で開かれたインド太平洋の基本的な考え方の概要資料」<<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000430631.pdf#page=2>> (2023.9.6閲覧))

要な戦略的課題であり、日米が主導的役割を果たす必要があることである。

また、岸田総理は、日本の防衛力を抜本的に強化し、その裏付けとなる防衛費の相当な増額を確保する決意を表明し、バイデン大統領はこれに対する強い支持を表明した。さらに、日米で安全保障・防衛協力を拡大、深化させていくことで両国が一致した。

そして、6月7日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」では、新たな国家安全保障戦略等の検討を加速し、国家安全保障の最終的な担保となる防衛力を5年以内に抜本的に強化するとの方針が示された。また、同月26日からドイツ・エルマウで開催されたG7エルマウ・サミットにおいて、岸田総理は、防衛力を5年以内に抜本的に強化する決意を国際社会に対して表明した。

3 防衛力強化のための財源の検討

以上のような方針を踏まえ、9月30日から、総合的な防衛体制の強化と経済財政の在り方について検討する「国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議」が開催された。11月22日、同会議は、議論を取りまとめた結果として「国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議」報告書を公表した。

同報告書では、防衛力の財源確保の検討に際して、まずは歳出改革により財源を捻出していくことを優先的に検討すべきであり、防衛関係予算は非社会保障関係費に属することから、政府の継続的な歳出改革の取組としては非社会保障関係費が対象となるとされた。また、過去のコロナ対策で国民の手元に届くことなく独立行政法人に積み上がった積立金の早期返納などを財源確保につなげる工夫も必要であるとし、国債発行が前提となることがあってはならないとされた。

12月5日、岸田総理から、鈴木財務大臣及び浜田防衛大臣に対し、①調整中の次期5年

間の中期防衛力整備計画の規模については、防衛力の抜本的強化を進めるための必要な内容をしっかり確保するため、与党とも協議しつつ、約43兆円を上限として、必要な積上げをすること、②令和9年度以降、防衛力を安定的に維持するための財源及び令和5年度から9年度の中期防衛力整備計画を賄う財源の確保については、歳出改革、剰余金や税外収入の活用、税制措置など、歳出・歳入両面の具体的な措置について、令和4年末に一体的に決定すべく調整を進めること一との指示があった。

同月8日、政府与党政策懇談会において、岸田総理は、令和5年度から9年度までの間の新たな防衛力整備計画の規模を43兆円程度とすることとし、また、令和9年度以降についても、強化された防衛力を維持するため、毎年度約4兆円の追加財源の確保が必要と述べた。

令和9年度以降に毎年度必要となる追加財源4兆円のうち、約4分の3については、歳出改革、決算剰余金の活用、税外収入を活用した防衛力強化資金の創設などで賄うとした。残り約4分の1の約1兆円強については、税制で協力をお願いしなければならないが、現下の家庭を取り巻く状況に配慮し、個人の所得税の負担が増加するような措置は行わない旨が述べられた。

また、令和5年度から9年度までの間の新たな防衛力整備計画43兆円の財源についても同様の考え方で、まずは歳出改革や特別会計からの受入れ、コロナ対策予算により積み上がった積立金や基金等の返納、国有財産売却などの工夫を先行して始めることとし、国民の負担増となる措置については、令和5年度からは行わず、令和9年度に向けて複数年かけて段階的な実施を検討する旨が表明された。

4 新たな防衛力整備計画に関する財源確保の内容

12月16日、新たな「防衛力整備計画」が決定された（国家安全保障会議決定・閣議決定）。この計画では、令和5年度から令和9年度までの5年間における防衛力整備に必要な金額は、43兆円程度³とされた。

本計画期間の下で実施される各年度の予算の編成に伴う防衛関係費は、40兆5,000億円程度（令和9年度は8兆9,000億円程度）とし、別途、自衛隊施設整備の加速化を事業の進捗状況などを踏まえつつ機動的・弾力的に行うことで1兆6,000億円程度、一般会計の決算剰余金が想定よりも増加した場合にこれを活用することで9,000億円程度の計2兆5,000億円程度を防衛力整備の水準の達成のための様々な工夫として措置することとしている。

また、令和9年度以降の防衛力を安定的に維持するための財源や、令和5年度から令和9年度までの本計画を賄う財源の確保につい

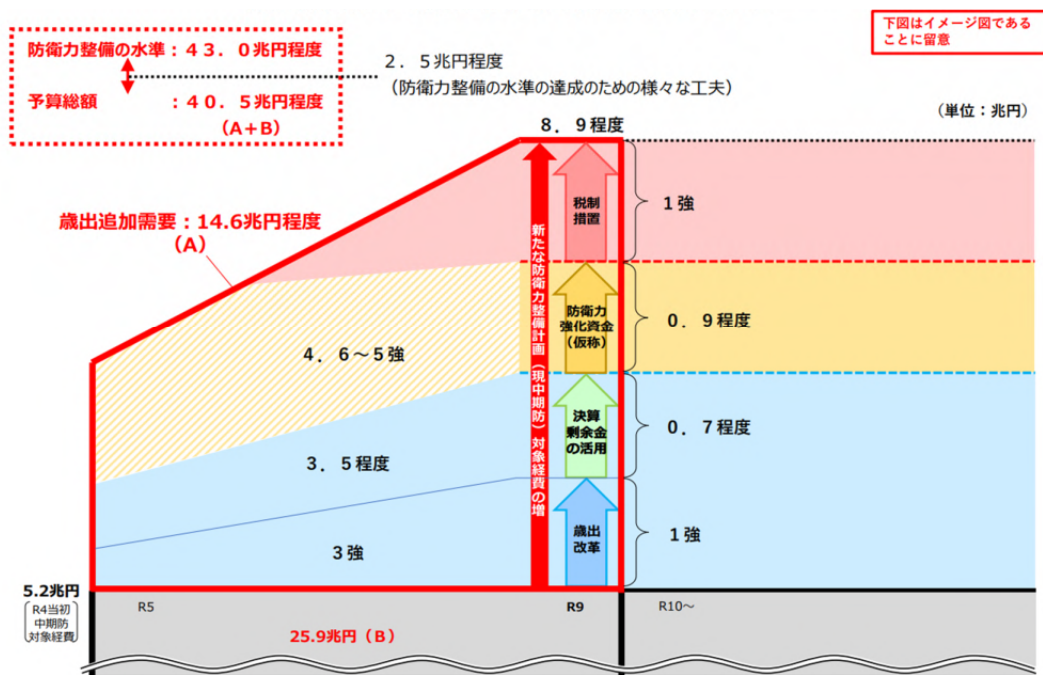
ては、歳出改革、決算剰余金の活用、防衛力強化資金（仮称）の創設、税制措置等により、歳出・歳入両面において所要の措置を講ずることとしている。

同日、政府与党政策懇談会資料として示された「新たな防衛力整備計画に関する財源確保について」（図表1）では、イメージ図であることに留意と前置きした上で、防衛力整備計画対象経費の増額について、令和9年度時点で歳出改革により1兆円強、決算剰余金の活用により0.7兆円程度、防衛力強化資金（仮称）により0.9兆円程度、税制措置により1兆円強を確保する構想が示された。

5 法律案の提出

以上のような経過を経て、我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法案は、令和5年2月3日に閣議決定され、同日、国会（衆議院）に提出された。

（図表1）新たな防衛力整備計画に関する財源確保について



（出所）政府与党政策懇談会資料（2022年12月16日）

³ 金額の内訳については、「IV 2 (1) 43兆円という金額の根拠」を参照。

II 法律の概要

1 総則等

(1) 防衛力強化に係る税外収入

令和5年度以降の各年度の予算に計上される防衛力整備計画対象経費⁴の額が令和4年度当初予算に計上された防衛力整備計画対象経費の額（5兆1,788億円）を上回る額に係る費用の財源に充てることを目的として、下記の①～③（「防衛力強化税外収入」という。）及び防衛力強化資金からの受入金を確保することとしている。

- ①財政投融资特別会計（以下「財投特会」という。）財政融資資金勘定及び外国為替資金特別会計（以下「外為特会」という。）からの一般会計への繰入金。
- ②独立行政法人国立病院機構（以下「国立病院機構」という。）及び独立行政法人地域医療機能推進機構（以下「地域医療機能推進機構」という。）からの国庫納付金。
- ③国有財産の処分などの租税収入以外の収入で国会の議決を経た範囲のもの。

(2) 本法律による防衛力強化税外収入の確保

上記の防衛力強化税外収入を確保するために法改正が必要なものについては、本法律で措置されている。

具体的には、財投特会からの繰入金のうち財政融資資金勘定の積立金の繰入分2,000億円、外為特会からの繰入金のうち進行年度である令和5年度の剰余金見込みを踏まえた繰入分1兆2,004億円、国立病院機構及び地域医療機能推進機構の積立金の国庫返納746億円の合計1兆4,750億円である。

これらについては、本法律で規定された措

置に基づき、当該金額の一般会計への繰入れがなされることになる。それぞれの詳細については、下記2以降で述べる。

(3) 令和5年度一般会計予算における防衛力強化税外収入

令和5年度一般会計においては、防衛力強化税外収入として、4兆5,919億円が計上されている。

上記(2)のとおり、このうちの1兆4,750億円については、本法律により一般会計へ繰り入れられるものである。

残りの3兆1,169億円については、令和5年度予算において措置されている。具体的には、財投特会からの繰入金のうち投資勘定からの繰入分4,367億円、外為特会からの繰入金のうち令和4年度の剰余金額を踏まえた繰入分1兆8,948億円、独立行政法人中小企業基盤整備機構の新型コロナウイルス感染症基金に係る返納金2,350億円、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金に係る返納金1,340億円、国有財産（大手町プレイス）の売却収入4,164億円であり、それぞれの詳細については、下記2以降で述べる。

令和5年度一般会計において、防衛力強化税外収入として計上された4兆5,919億円について、本法律では、令和5年度に必要な額（1兆2,113億円）⁵を超える分（3兆3,806億円）を防衛力強化資金⁶に繰り入れ、令和6年度以降の財源として活用することとしている。

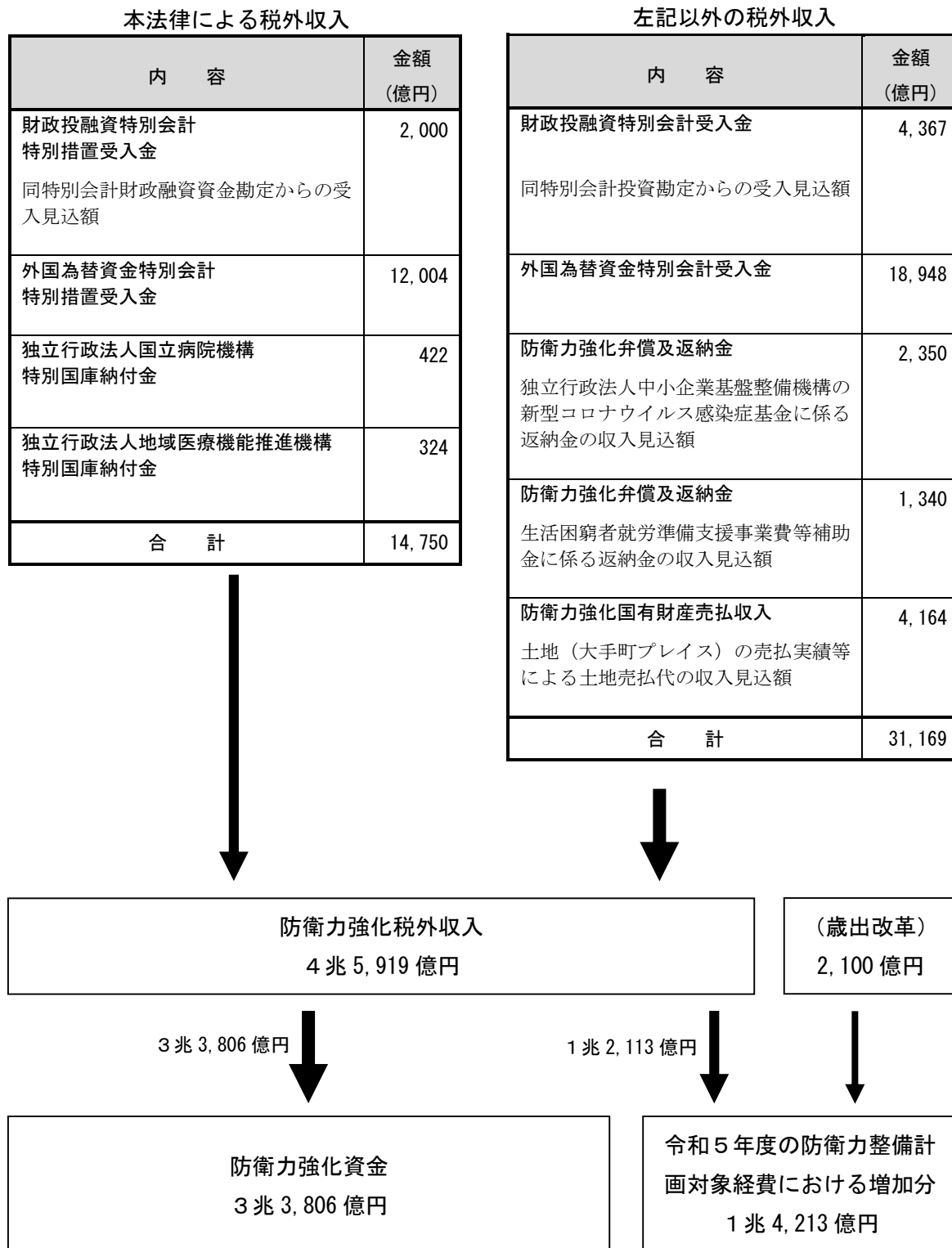
令和5年度一般会計における防衛力強化税外収入の流れについてまとめると下記（図表2）のとおりである。

⁴ 防衛力整備計画対象経費とは、防衛関係費（防衛省所管の経費に、防衛省システムに係るデジタル庁所管経費を含めたもの）から、SACO関係経費・米軍再編関係経費を除いたものこと。また、SACO関係経費とは、沖縄県民の負担を軽減するためにSACO（沖縄に関する特別行動委員会）最終報告の内容を実施するための経費のこと。

⁵ なお、政府は、この1兆2,113億円とは別に歳出改革で2,100億円を捻出するとしており、令和5年度の防衛力整備計画対象経費における令和4年度当初予算比での増加分は、1兆4,213億円となる。

⁶ 防衛力強化資金については(4)で述べる。

(図表 2) 令和 5 年度予算における防衛力強化税外収入の流れ (イメージ)



(出所) 財務省資料を基に作成

(4) 防衛力強化資金

防衛力強化資金とは、本法律により、防衛力の抜本的な強化及び抜本的に強化された防衛力の安定的な維持のために確保する財源を防衛力の整備に計画的かつ安定的に充てることを目的として、当分の間、設置される資金⁷である。同資金は、一般会計の所属とし、財務大臣が管理し、防衛力整備計画対象経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより使用できることとされている。

また、本法律では、予算の定めるところにより、一般会計から同資金に繰入れをすることができることとし、繰入金の財源については、防衛力強化税外収入をもって充てることとされている。この規定に基づき、令和6年度以降においても、防衛力強化税外収入を同資金に繰り入れることが可能となっている。

2 財投特会から一般会計への繰入れ

(1) 財政投融資特別会計特別措置受入金

財投特会財政融資資金勘定⁸では、毎会計年度の損益計算上に利益が生じた場合、金利変動準備金として積み立て、将来の金利変動による損失に備えることとされている。金利変動準備金の準備率の上限は、将来大幅な金利変動が生じたとしても財務の健全性を保つことができる水準として、総資産の1,000分の50に相当する額に設定されている。

また、特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第58条第3項は、金利変動準備金が上記の水準（総資産の1,000分の50に相当する額）を超える場合は、その超える額

を国債整理基金特別会計に繰り入れることができる」と規定している。

本法律においては、令和5年度において、同項の規定にかかわらず、防衛財源の確保に資するための臨時の措置として、金利変動準備金から2,000億円を取り崩し、一般会計に繰り入れることとしている。

(2) 財政投融資特別会計受入金

本法律に基づく措置ではないが、令和5年度予算では、財投特会投資勘定から、4,367億円が一般会計に繰り入れられている。

これは、3分の1以上の株式保有が政府に義務付けられているNTT株について、同社の自社株消却により政府に売却余地が生じ⁹、その売却収入の上振れや、予備費の圧縮などにより捻出されたものである¹⁰。

3 外為特会から一般会計への繰入れ

(1) 剰余金の取扱い

外為特会は、為替相場の急激な変動の際の為替介入など、外国為替相場の安定のために設けられている。外為特会は、円売り・外貨買い介入に伴って取得した外貨を資産、円を調達するために発行した国債（政府短期証券）を負債として保有し、主な歳入は保有外貨資産からの利子収入、主な歳出は政府短期証券の利払費である。

外為特会においては、発行した政府短期証券の金利よりも保有外貨資産の金利の方が高いことから毎年剰余金が生じており、直近10年度の合計で約18.6兆円が一般会計に繰り

⁷ 財政法（昭和22年法律第34号）第44条は、「国は、法律を以て定める場合に限り、特別の資金を保有することができる。」と規定しており、本法律に基づく資金もこれに該当する。

⁸ 財投特会は、財政融資資金勘定、投資勘定及び特定国有財産整備勘定の3勘定に区分されている。このうち財政融資資金勘定及び投資勘定は、財政融資資金の運用並びに産業の開発及び貿易の振興のために国の財政資金をもって行う投資に関する経理を行っている。特定国有財産整備勘定は、廃止された特定国有財産整備特別会計における未完了事業の経理を行っている。

⁹ 「NTT株3600億円で売却へ 財務省発表」『日本経済新聞電子版』（2022.9.14）

¹⁰ 第211回国会衆議院財務金融委員会議録13号7頁（令5.4.7）鈴木財務大臣答弁

入れられている。

外為特会に剰余金が生じた場合、まず、外国為替資金¹¹への繰入れが行われ、さらに剰余があるときは翌年度の外為特会の歳入に繰り入れるものとされている。

また、上記にかかわらず、外為特会の剰余金を、予算で定めるところにより一般会計の歳入に繰り入れることができることとされている（下記(2)）。

(2) 外国為替資金特別会計受入金

本法律に基づく措置ではないが、令和5年度予算においては、令和4年度に生ずる外為特会の剰余金見込みの全額である2兆8,350億円を一般会計に繰り入れ、このうち1兆8,948億円を防衛力整備計画対象経費の財源又は防衛力強化資金への繰入れの財源に充てることとしている。

(3) 外国為替資金特別会計特別措置受入金

令和5年度予算における上記(2)の措置に加え、本法律においては、進行年度である令和5年度の剰余金見込額を踏まえ、約1兆2,004億円を一般会計に繰り入れることとしている。

なお、外為特会においては、これまでも、東日本大震災の復興財源に充てるためなど、特別法に基づき一般会計へ繰り入れた事例がある。

4 独立行政法人の国庫納付金の納付の特例

(1) 独立行政法人国立病院機構特別国庫納付金

国立病院機構の剰余金は、5年間の中期目標の最終年度に当たる令和5年度の経営状況

を踏まえて国庫への納付額を決める仕組みとなっている。そのため、今回の納付は令和6年度となる予定であった。

令和3年度における国立病院機構の経常利益は908億円、利益剰余金は819億円であり、令和2年度以降、財務状況が大きく改善していた。これは、新型コロナウイルス感染症対策の予算により積み上がったことが背景にある¹²。

このような状況を踏まえ、本法律では、納付時期を令和5年度中に前倒しし、国立病院機構は、422億円を令和6年3月31日までに国庫に納付しなければならないこととしている。

(2) 独立行政法人地域医療機能推進機構特別国庫納付金

地域医療機能推進機構の剰余金は、5年間の中期目標の最終年度に当たる令和5年度の経営状況を踏まえ年金特別会計への納付額を決める仕組みとなっている。そのため、今回の納付は令和6年度となる予定であった。

令和3年度における地域医療機能推進機構の経常利益は480億円、利益剰余金は675億円である。これは、上記(1)の国立病院機構の場合と同様に、新型コロナウイルス感染症対策の予算により積み上がったことが背景にある。

このような状況を踏まえ、本法律では、納付時期を令和5年度中に前倒しするとともに、納付先を年金特別会計ではなく一般会計とし、324億円を令和6年3月31日までに国庫に納付しなければならないこととしている。

¹¹ 外国為替等の売買をするために外為特会に設置されている資金のこと。

¹² 「令和5年度予算の編成等に関する建議」（令和4年11月29日財政制度等審議会）は国立病院機構の収益状況について、「病床確保料等の異例の措置により、令和2年度（2020年度）以降大きく改善しており、マクロでみれば多額の積立金が蓄積されている状態にある。」と指摘している。

5 防衛力強化弁償及返納金

(1) 新型コロナウイルス感染症基金に係る返納金

本法律に基づく措置ではないが、令和5年度予算では、独立行政法人中小企業基盤整備機構の新型コロナウイルス感染症基金に係る返納金見込額として、2,350億円が一般会計に繰り入れられている。

これは、新型コロナウイルス感染症対策として行われていた同機構の実質無利子融資の申請が令和4年9月末に終了し、基金から支出が見込まれる最大額の算定が可能となったことから、対象となる融資の貸付状況を踏まえ、臨時的に見込まれる同機構からの返納金を税外収入として防衛力強化のために活用するための措置である¹³。

(2) 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金に係る返納金

本法律に基づく措置ではないが、令和5年度予算では、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金に係る返納金見込額として、1,340億円が一般会計に繰り入れられている。

6 防衛力強化国有財産売却収入

本法律に基づく措置ではないが、令和5年度予算では、東京都千代田区の大型複合ビル「大手町プレイス」の政府保有分の売却代の収入見込額として、4,164億円が一般会計に繰り入れられている。

本財産は、平成22年に独立行政法人国立印刷局から国庫に納付されたものである。平成27年の財政制度等審議会国有財産分科会答申において、信託制度を活用してテナント誘致、貸付した上で売却を進めることが適当とされており、テナント誘致の状況や不動産市

況の需要動向を踏まえ売却に至ったものである¹⁴。

III 審議経過

1 衆議院における審議経過

我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法案は、令和5年2月3日に国会（衆議院）に提出され、4月6日の本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われた後、同日、財務金融委員会に付託された。

同委員会においては、翌7日、鈴木財務大臣から趣旨説明を聴取し、質疑に入った。参考人からの意見聴取及び質疑、安全保障委員会との連合審査会における審査、同連合審査会における参考人からの意見聴取及び質疑を経て、5月9日には岸田総理に対する質疑を行った。同月19日に質疑を終局し、討論を行い、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決された。

同月23日、本会議において可決され、参議院に送付された。

なお、6月14日には、防衛力強化に係る財源確保についての意見聴取のため、福島県への委員派遣がなされた。

衆議院における審議の経過は（図表3）のとおりである。

¹³ 第211回国会衆議院財務金融委員会議録14号21頁（令5.4.18）小林政府参考人（中小企業庁事業環境部長）答弁

¹⁴ 財務省理財局「千代田区大手町二丁目所在の信託中財産の処分について」（令和5年2月22日）

(図表 3) 衆議院本会議及び財務金融委員会
における審議経過

令和 5 年	
4 月 6 日	本会議趣旨説明聴取及び質疑、 財務金融委員会に付託
7 日	趣旨説明聴取、質疑
18 日	質疑
19 日	質疑（安全保障委員会との 連合審査会）
21 日	参考人質疑
25 日	質疑
26 日	質疑
	質疑（安全保障委員会との 連合審査会）
28 日	参考人質疑（安全保障委員会との 連合審査会）
5 月 9 日	質疑（対総理質疑を含む）
10 日	（流会）
16 日	（流会）
19 日	質疑、討論、採決
23 日	本会議において討論、採決
6 月 14 日	意見聴取のため福島県へ委員派遣

(出所) 筆者作成

2 参議院における審議経過

本法律案は、令和 5 年 5 月 24 日の本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われた後、同日、財政金融委員会に付託された。

同委員会においては、翌 25 日、鈴木財務大臣から趣旨説明を聴取し、質疑に入った。外交防衛委員会との連合審査会における審査、岸田総理に対する質疑、意見聴取のための福島県への委員派遣等を経て、6 月 15 日に質疑を終局し、討論を行い、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決された。

翌 16 日、本会議において可決され、成立した。

参議院における審議の経過は（図表 4）のとおりである。

(図表 4) 参議院本会議及び財政金融委員会
における審議経過

令和 5 年	
5 月 24 日	本会議趣旨説明聴取及び質疑、 財政金融委員会に付託
25 日	趣旨説明聴取、質疑
30 日	質疑（外交防衛委員会との 連合審査会）
	質疑
6 月 1 日	参考人質疑
6 日	参考人質疑（外交防衛委員会との 連合審査会）
	質疑
8 日	質疑（外交防衛委員会との 連合審査会）
	質疑（対総理質疑を含む）
12 日	意見聴取のため福島県へ委員派遣
13 日	質疑
15 日	質疑、討論、採決
16 日	本会議において討論、採決

(出所) 筆者作成

IV 主な質疑・答弁の概要

1 本法律の意義目的

(1) 防衛力抜本的強化の必要性

本法律は、我が国の防衛力の抜本的な強化等のための財源を確保するものであり、防衛力抜本的強化の必要性について質疑がなされた。これに対し政府は、以下のような答弁を行った。

- 我が国を取り巻く安全保障環境は大きく変化し、国際社会は深刻な挑戦を受け新たな危機に突入している。中国による一方的な現状変更の試み、北朝鮮による高頻度での弾道ミサイル発射や核の小型化、ロシアによるウクライナ侵略や極東地域での軍事活動活発化などが生じ、今後、東アジアにおいて、戦後の安定した国際秩序の根幹を揺るがしかねない深刻な事態が発生する可能性が排除されない。戦後最も厳しく複雑な安全保障環境の中で、国民の命と暮らしを守り抜く方法について現実的なシミュレーションを行い、必要となる防衛力の内容を積み上げた。率直に言えば現状では十分ではなく、今後の 5 年間で防衛力の抜本的な強化に取り組んでいく必要がある。こうし

た取組により我が国の抑止力や対処力を向上させ、これにより武力攻撃やこの地域での深刻な事態の発生そのものの可能性を低下させることができると考える。外交努力の重要性は言うまでもないが、防衛力は国家安全保障の最終的な担保であり他の手段では代替できない。国民の命と平和な暮らしを守り抜く体制を構築するために防衛力の抜本的な強化が必要である。¹⁵

(2) 本法律による財源確保の必要性

本法律で防衛費の財源を確保することの必要性についての質疑がなされた。これに対し政府は、以下のような答弁を行った。

- ・防衛力を抜本的に強化し安定的に維持していくためには、これを安定的に支えるためのしっかりとした財源が不可欠である。財源確保に当たり、国民の負担をできるだけ抑えるべく、あらゆる行財政改革の工夫を行う必要があり、その一環として、防衛強化のための財源確保策のうち、主として税外収入について所要の措置を講じるものである。¹⁶

2 防衛力整備に必要な金額の水準

(1) 43兆円という金額の根拠

政府は、令和5年度から9年度までに防衛力整備に必要な金額を43兆円程度としており、この金額の算定根拠や妥当性、その内訳について質疑がなされた。これに対し政府は、以下のような答弁を行った。

- ・国家安全保障会議四大臣会合や与党ワーキングチームなどでの1年以上にわたる活発な議論の積み重ねを経て国家安全保障戦略や防衛力整備計画において、今後5年間で

必要となる防衛力の内容を議論し、結果として43兆円程度という規模が導き出された。この過程では、財務省としても、防衛省から提示された防衛力整備計画の内容、規模について精査し、四大臣会合で関係閣僚と議論するとともに、防衛大臣とも直接協議し、納得をした上で、最終的に防衛力整備計画等の閣議決定に至った。¹⁷

- ・戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に対峙していく中で、国民の命を守り抜けるかという極めて現実的なシミュレーションを行い、43兆円程度という規模を導き出した。具体的には、我が国への侵攻そのものを抑止し、遠距離から侵攻戦力を阻止、排除するためのスタンドオフ防衛能力が約5兆円。統合防空ミサイル防衛能力が約3兆円。万が一、抑止が破れ、我が国への侵攻が生じた場合に、領域を横断して優越を獲得し非対称な優勢を確保するための無人アセット防衛能力が約1兆円。領域横断作戦能力が約8兆円(宇宙、サイバー：各約1兆円。車両・艦船・航空機等：約6兆円)。指揮統制また情報関連機能として約1兆円。その上で、迅速かつ粘り強く活動し続け、相手方の侵攻意図を断念させるための機動展開能力、国民保護として2兆円。持続性、強靱性として約15兆円(弾薬等整備：2兆円、装備品の可動等：約9兆円、施設整備：約4兆円)である。その上で、自国で装備品を安定的に調達するために、いわば防衛力そのものであるという意味で、防衛生産、技術基盤の強化として約1.4兆円。また、自衛官の処遇改善、防衛力を支える人的基盤の強化などを含む教育訓練として約4兆円。そのほか基地対策経費として約2.6兆

¹⁵ 第211回国会衆議院財務金融委員会議録13号2-3頁(令5.4.7)上田政府参考人(防衛省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官)答弁

¹⁶ 第211回国会衆議院財務金融委員会議録17号19頁(令5.4.26)井上財務副大臣答弁

¹⁷ 第211回国会衆議院財務金融委員会議録14号13頁(令5.4.18)鈴木財務大臣答弁

円である。¹⁸

(2) 防衛費への為替や物価の影響

今後5年間で43兆円程度とされる防衛費が、為替や物価の影響で更に増加する懸念について質疑がなされた。これに対し政府は、以下のような答弁を行った。

- ・43兆円という規模は、防衛力の抜本強化が達成でき、防衛省・自衛隊として役割をしっかりと果たすことができる水準として示した金額であり、超過することは考えていない。仮に為替や物価上昇の影響を受け、所要経費が上振れした場合には、防衛力整備の一層の効率化、合理化を徹底することにより、見積もった経費の範囲内に所要経費を収めるように努力をしてまいりたい。¹⁹

3 財政への影響

(1) 我が国財政への影響

巨額の防衛費が我が国の財政を更に悪化させる懸念について質疑がなされた。これに対し政府は、以下のような答弁を行った。

- ・ひとたび財政の持続可能性への信頼が損なわれれば、金利の上昇等を通じて利払い費が大きく増加するおそれがあることや、自国通貨建ての国債の場合であっても、通貨の信認を失えば市場からの資金調達が困難となる可能性があることなど、財政面において重大な影響が及ぶことが考えられる。今後もこれまでと同様の環境が継続する保証はない中で、市場や国際社会における中長期的な財政の持続可能性への信認が失われることがないように、歳出歳入両面からの改革を進めていくことで責任ある経済財政運営に努めてまいりたい。²⁰

(2) ハイパーインフレを招く懸念

防衛費増額やそれに伴う国債発行増がハイパーインフレを招く懸念についての質疑がなされた。これに対し政府は、以下のような答弁を行った。

- ・防衛力の抜本的な強化を安定的に支えるための裏づけとなる財源は、将来世代に先送りすることなく、今を生きる我々世代が将来世代への責任として対応すべきという基本的な考え方の下、国債発行額を増加させないよう、しっかりと財源を確保する観点から、税外収入について、外為特会からの追加の繰入金等を確保した上で、防衛力強化資金を通じて、防衛力の整備に計画的、安定的に充てていくこととしたものである。したがって、本法律案によりハイパーインフレが生じるとは考えていない。²¹

(3) 厳しい財政事情の中で防衛費を増額する妥当性

厳しい財政事情の中で防衛費を増額する妥当性についての質疑がなされた。これに対し政府は、以下のような答弁を行った。

- ・日本の財政が諸外国と比べ極めて厳しい状況にある中、経済再生を実現し財政健全化に努めることで2025年度のプライマリーバランス黒字化を達成するとの方針を示し、これに基づいて毎年度の予算編成を行っている。その上で、真に必要な財政需要に対応するため、恒久的な歳出を大規模に増加させる必要がある場合には、これに対応した安定的な財源を確保することで、個別に対応してきている。防衛力強化に関しても、安定的な財源を確保した上で必要な予算額を措置しており、財政規律にも配慮したも

¹⁸ 第211回国会衆議院財務金融委員会議録13号3頁(令5.4.7)川嶋政府参考人(防衛省整備計画局長)答弁

¹⁹ 第211回国会衆議院財務金融委員会議録14号10頁(令5.4.18)井野防衛副大臣答弁

²⁰ 第211回国会衆議院財務金融委員会議録14号4頁(令5.4.18)鈴木財務大臣答弁

²¹ 第211回国会衆議院財務金融委員会議録16号27頁(令5.4.25)鈴木財務大臣答弁

のになっている。²²

(4) 国債 60 年償還ルール撤廃の検討

我が国では、国債の償還について、借換えを行いながら 60 年かけて償還するという、いわゆる「60 年償還ルール」が採用されている。この 60 年償還ルール撤廃により生み出された財源を防衛費に充当すべきとの質疑があった。これに対し政府は、以下のような答弁を行った。

- ・仮に 60 年償還ルールに基づく定率繰入れを見直しても、その年度に償還期限が来る国債の総額は変わらない。そのため、一般会計から国債整理基金特別会計への定率繰入れは減ることになり、結果として、一般会計が発行する赤字国債が減るが、その分、特別会計が発行する借換債が同額増えることになり、国全体として国債の発行額は変わらない。よって、60 年償還ルールを見直しても新たな財源が生み出されることはない。²³

(5) 建設国債で防衛費を賄うことの是非

令和 5 年度予算では、防衛関係費のうち、防衛省・自衛隊の施設整備費及び船舶建造費の約 4,300 億円が、これまでの取扱いと異なり建設国債の発行対象経費とされており、その理由や更なる財政悪化につながる懸念についての質疑があった。これに対し政府は、以下のような答弁を行った。

- ・防衛力の抜本的強化を補完する取組として、防衛省と海上保安庁との連携や公共インフラ等が明確に位置づけられた中で、海上保安庁の船舶や空港、港湾等の公共インフラ整備が建設公債の発行対象であることを踏

まえ、安全保障に係る経費全体での整合性を図るために実施した。また、従来であれば、赤字国債を発行した経費について建設国債に振り替えることとなるものであり、防衛関係費の増額の財源や、国債増発リスクとなるとは考えていない。その上で、建設国債の発行対象となる公共事業費の範囲については、投資的な経費であるか、国民経済の発展に資するか、世代間の負担の公平の観点から相応の耐用年数を有するかといった観点から整理することとしており、今般の見直しは、この解釈を変更するものではなく、あくまで建設公債の発行対象経費の取扱いを変更するものである。今般の防衛力の抜本的強化に当たり必要となる財源は、単純に赤字国債で賄うのではなくて、税外収入の確保などあらゆる工夫を行うこととしたところであり、財政規律との両立も図りながら、引き続き、責任ある財政運営に努めてまいりたい。²⁴

4 防衛力強化資金の創設

(1) 新たな資金創設の意義

新たな資金として防衛力強化資金を創設する意義について質疑がなされた。これに対し政府は、以下のような答弁を行った。

- ・防衛力強化のために確保する税外収入等は、年度によって変動が生じ得るものであり、必ずしも当該年度に必要な防衛力強化のための経費の金額と見合うものではない。このような歳入と歳出のタイミングのずれについて、年度を越えた調整を行い、防衛力強化のための財源を防衛力の整備に安定的、計画的に充てられるようにするため、防衛力強化資金を設置することとした。²⁵

²² 第 211 回国会衆議院財務金融委員会議録 14 号 5-6 頁 (令 5.4.18) 鈴木財務大臣答弁

²³ 第 211 回国会衆議院財務金融委員会議録 16 号 38 頁 (令 5.4.25) 前田政府参考人 (財務省主計局次長) 答弁

²⁴ 第 211 回国会衆議院財務金融委員会議録 14 号 14 頁 (令 5.4.18) 鈴木財務大臣答弁

²⁵ 第 211 回国会衆議院財務金融委員会議録 13 号 5 頁 (令 5.4.7) 前田政府参考人 (財務省主計局次長) 答弁

(2) 令和6年度以降に資金に繰り入れる財源

防衛力強化資金は当分の間設置することとされており、令和6年度以降に繰り入れる財源の具体的内容について質疑がなされた。これに対し政府は、以下のような答弁を行った。

- ・令和6年度以降において防衛力強化資金への繰入れに充てることのできる税外収入については、現時点では具体的に見込まれるものはない。ただ、防衛力強化資金から年平均0.9兆円程度の安定財源を確保できるよう、今後も引き続き、更なる税外収入の確保に努めてまいりたい。²⁶

(3) 予算単年度主義の原則に反する懸念

防衛力強化資金の設置が予算単年度主義の原則に反するのではないかの質疑がなされた。これに対し政府は、以下のような答弁を行った。

- ・資金とは、国が特定の目的、用途に充てるために、一会計年度に使用し尽くすことを予定せず一定の現金を保有するものであり、財政法の規定により、法律で定める場合に限り設置できる。その上で、我が国では予算を毎年度国会で審議するという単年度主義の原則を取っている。これは、国会における予算の審議権の確保の観点から重要な原則であり、税外収入等を防衛力強化資金へ繰り入れる際には、繰入額は当該年度の歳出予算に計上され、資金に繰り入れられた財源を使用する場合には、資金から受入額や見合いの防衛関係費がそれぞれ当該年度の歳入歳出予算に計上されて国会で審議されることになり、単年度主義との関係で問題は生じない。²⁷

5 決算剰余金からの繰入れ**(1) 繰入額の妥当性**

政府は防衛費の財源として決算剰余金から毎年0.7兆円を活用するとしており、この金額の妥当性や不確実性について質疑があった。これに対し政府は、以下のような答弁を行った。

- ・決算剰余金の直近10年間の平均が1.4兆円程度であることを踏まえ、財政法上、公債の償還財源に充てるべき2分の1を除く残りの0.7兆円程度を活用見込額として見込んでおり、過去の実績を踏まえた見通しに基づく財源であると考えている。その上で、令和2年度の決算剰余金がコロナの関係で膨れ上がっているとの指摘もあるが、同年度についても、特例公債の発行抑制に努めた後の金額であることや、決算剰余金の額の大きさはその時々々の経済情勢等に応じた歳出や税収等の歳入の動向により大きく変動し得るものであることに鑑みれば、過去の一定期間の平均値を算出する際、ある程度の決算剰余金が特に大きいからといって当該年度を除くことはかえって恣意的な見通しになるおそれがあると考え。このため、一定期間における全ての年度の平均を取ることは合理性がある。²⁸

(2) 決算剰余金を安定財源とみなすことの妥当性

決算剰余金は決算を経て確定するものであり事前に金額が見込めるものではなく、防衛費の財源としては不確実であるとの質疑があった。これに対し政府は、以下のような答弁を行った。

²⁶ 第211回国会衆議院財務金融委員会議録13号8頁(令5.4.7)井上財務副大臣答弁

²⁷ 第211回国会衆議院財務金融委員会議録14号35頁(令5.4.18)前田政府参考人(財務省主計局次長)答弁

²⁸ 第211回国会衆議院財務金融委員会議録16号24頁(令5.4.25)鈴木財務大臣答弁

・決算剰余金は、年度によって変更が生じ得るという意味では、単年度で見れば一定額の財源が確実に見込まれるというわけでないが、過去の例を踏まえ、毎年0.7兆円程度の税外収入としての決算剰余金を見込むことは一定の根拠に基づくものであり、防衛力強化資金等を通じて、防衛力の安定的な維持強化のために必要な、しっかりとした財源の一部を成すものとする。²⁹

(3) 決算剰余金を活用することと国債発行には頼らないとする政府説明との整合性

政府は防衛財源について、今を生きる我々が将来世代への責任として対処すべきであり国債発行額を増加させないとの方針を示している。他方、我が国は財政赤字であり、決算剰余金も元は特例公債（赤字国債）を財源としていることから、決算剰余金を活用することと国債発行には頼らないとする政府説明とが不整合であるとの質疑があった。これに対し政府は、以下のような答弁を行った。

・防衛財源を将来世代に先送りすることなく、今を生きる我々が将来世代への責任として対処すべきという考え方は、国債発行額を増加させないよう、しっかりとした財源を確保することである。令和5年度予算では、防衛力強化のための税外収入として4.6兆円を確保しており、その一部は、元々は新型コロナ対策として補正予算時により措置した事業に由来し、国債と全く無関係とは言えない。しかし、こうした国庫納付は、通常であれば基本的に一般会計の一般財源として歳入に計上されるものであり、今般も、国債発行額を増加させないという考え方にに基づき、しっかりとした防衛力強化の

財源として確保したものである。³⁰

(4) 決算剰余金の額が恣意的にコントロールされる懸念

想定どおりの剰余金が生じない場合には防衛費の一部が賄えないことにもなりかねないため、決算剰余金の額が恣意的にコントロールされる懸念があるとの質疑がなされた。これに対し政府は、以下のような答弁を行った。

・剰余金は、歳出の不用、あるいは税収等の歳入の増減の結果として、その金額が確定することになる。特例公債の発行額の調整は、特例公債法の規定に基づき、出納整理期間における歳出不用あるいは税収の見込み等を踏まえて行っている。他方、決算において歳入欠陥にならないことにも留意する必要がある、結果的に、毎年一定程度の金額の決算剰余金が生じている。ただ、特例公債の発行額の調整は、あくまで発行額を可能な限り必要最小限度にとどめるために行っており、恣意的にコントロールし、又はそれによって決算剰余金の額をコントロールすることは考えておらず、そうした運用は行っていない。³¹

(5) 予備費との関連

近年の予算では、コロナ対策のために従来と比して巨額の予備費が計上されている。この予備費の不使用分が決算剰余金を経て防衛財源に繰り入れられることは、防衛費を国債発行増では賄わないとの政府説明に反するのではないかとの質疑があった。これに対し政府は、以下のような答弁を行った。

・予備費については、新型コロナや物価高騰といった直面する危機に対して臨機応変か

²⁹ 第211回国会衆議院財務金融委員会議録14号4頁（令5.4.18）新川政府参考人（財務省主計局長）答弁

³⁰ 第211回国会衆議院財務金融委員会議録17号10頁（令5.4.26）鈴木財務大臣答弁

³¹ 第211回国会衆議院財務金融委員会議録14号4頁（令5.4.18）新川政府参考人（財務省主計局長）答弁

つ機動的な対応を行うため、適切に予算計上してきたものであり、防衛財源を確保するために予備費計上額を意図的に膨らませているわけではない。予備費を含めた歳出に不用が生じることが見込まれる場合には、税収等の動向を見極めながら、特例公債法の規定に基づき、特例公債の発行額の抑制に努めることとしており、予備費の規模やその不使用による歳出不用の増加と決算剰余金の金額が対応するわけではない。決算剰余金を防衛財源とすることが予備費計上額を意図的に膨らませるインセンティブにはならないと考える。³²

6 外為特会からの繰入れ

(1) 外為特会剰余金を防衛財源として活用する趣旨

外為特会の剰余金を防衛費として活用する趣旨について質疑があった。これに対し政府は、以下のような答弁を行った。

- ・令和4年には為替介入があり、全体の外貨資産が減少する中、内部留保率は向上し、外為特会の財政状況が改善している。これらを全て勘案し、通常は3割以上を特会側に留保するという考えであるが、令和4年度については、全額一般会計に繰り入れ、このうち1.9兆円を防衛財源として活用することとした。³³

(2) 令和5年度の剰余金を前倒しで繰り入れる理由及びその金額の根拠

本法律では令和5年度分の剰余金を前倒しで繰り入れることとしており、その理由及び金額の根拠について質疑があった。これに対し政府は、以下のような答弁を行った。

- ・現時点で確実に見込まれる財源については、先送りすることなく確保することで、防衛財源の安定的な確保に向けた道筋を示すとの観点から、外為特会においては、進行年度である令和5年度分として確実に発生が見込まれる剰余金見込額1.2兆円についても、決算を待たずに、臨時の措置として前倒しで繰り入れることとした。この剰余金見込額は、為替、金利の動向等について、保守的な前提において積算を行った結果を反映したところであり、令和5年度中の為替、金利等が、予算策定時から遡り過去1年で最も円高、低金利だった水準で推移するという前提で積算をしたものである。そのため、これを一般会計に繰り入れても外為特会の財務に影響する事態は生じないものとする。³⁴

7 財投特会からの繰入れ

(1) 積立金を活用する理由

財投特会財政融資資金勘定の積立金を防衛財源として活用する理由について質疑があった。これに対し政府は、以下のような答弁を行った。

- ・財政融資資金勘定の積立金は、過去にも個別に立法措置を行った上で、財政融資資金の運営に支障のない範囲で一般会計等への繰り入れを行っており、その結果、令和4年度末時点の残高は1.1兆円となっている。防衛財源の確保に当たり、国民に負担をお願いする前に財投特会としてもできる限りの協力をするため、臨時の措置として、積立金から0.2兆円を取り崩し、一般会計に繰り入れるということとした。³⁵

³² 第211回国会衆議院財務金融委員会議録14号21頁(令5.4.18)鈴木財務大臣答弁

³³ 第211回国会衆議院財務金融委員会議録13号4頁(令5.4.7)三村政府参考人(財務省国際局長)答弁

³⁴ 第211回国会衆議院財務金融委員会議録13号7頁(令5.4.7)鈴木財務大臣答弁

³⁵ 第211回国会衆議院財務金融委員会議録13号3頁(令5.4.7)齋藤政府参考人(財務省理財局長)答弁

(2) 財投特会の健全性維持

政府は、従来、財投特会の財務について、金利変動等に対する対応余力が著しく低下している旨を述べていたところであり、今般の繰入れにより同特会の財務の健全性が損なわれるのではないかと質疑があった。これに対し政府は、以下のような答弁を行った。

- ・今回の繰入れに際しては、財政融資資金勘定の財務の健全性を確保する観点から、三千本の金利シナリオを用いて将来推計を行い、当面の間は積立金が枯渇しない見込みであるということを確認している。³⁶

8 独立行政法人からの返納金

(1) 前倒しで返納させる理由

国立病院機構及び地域医療機能推進機構からの積立金の返納期日については、それぞれの法人の個別法で、5年間の中期計画終了後に行くと定められているところ、本法律ではそれを待たずに前倒しで返納することとした理由について質疑があった。これに対し政府は、以下のような答弁を行った。

- ・両法人は、これまで新型コロナの病床の確保や臨時の医療施設への人材派遣で、通常の診療を行いつつ御尽力をいただいた。今般の国庫の納付は、防衛力を抜本的に強化していくための財源について税外収入の確保に最大限取り組むといった政府方針のもとで、新型コロナ対策の予算等によって積み上がっている積立金のうち約0.1兆円を、特例的に前倒しをして国庫納付していただくこととした。³⁷

(2) 両法人の経営への悪影響

前倒しでの国庫への返納により、両法人の財務体質が弱まり経営への悪影響が懸念されるとの質疑があった。これに対し政府は、以下のような答弁を行った。

- ・令和3年度の両機構の財務状況は、今般の積立金の返納を勘案しても、令和元年度と比較して改善傾向が認められ運営に直ちに支障があるとは考えていない。³⁸

(3) 地域医療機能推進機構からの返納先が一般会計である理由

独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成17年法律第71号）では、中期計画期間満了時の積立金の返納先として年金特別会計が規定されているところ、本法律では、年金特別会計ではなく一般会計に返納することとしており、その理由について質疑があった。これに対し政府は、以下のような答弁を行った。

- ・地域医療機能推進機構の診療事業について、平成25年の閣議決定において、積立金は次期期間中に必要な施設整備等の財源に充てられるよう配慮するとされており、これらを踏まえつつ、新型コロナ対策の予算等によって積み上がった積立金のうち324億円について、中期計画期間満了を待つことなく、特例的に前倒しで国庫納付に御協力いただくこととした。³⁹
- ・年金会計への影響については、令和元年に年金の財政検証が行われ、地域医療機能推進機構から厚生年金勘定への納付については、金額を見込み難いことから、検証において、納付の想定はしていない。したがって、厚生年金勘定への納付が行われないこ

³⁶ 第211回国会衆議院財務金融委員会議録13号3頁（令5.4.7）齋藤政府参考人（財務省理財局長）答弁
第211回国会衆議院財務金融委員会議録14号7頁（令5.4.18）齋藤政府参考人（財務省理財局長）答弁

³⁷ 第211回国会衆議院財務金融委員会議録13号4頁（令5.4.7）大坪政府参考人（厚生労働省大臣官房審議官）答弁

³⁸ 第211回国会衆議院財務金融委員会議録14号21頁（令5.4.18）大坪政府参考人（厚生労働省大臣官房審議官）答弁

³⁹ 第211回国会衆議院財務金融委員会議録14号32-33頁（令5.4.18）羽生田厚生労働副大臣答弁

とにより将来の年金の給付水準の見通しが変化するということはない。⁴⁰

9 新型コロナウイルス感染症基金からの返納

令和5年度予算においては、新型コロナウイルス感染症基金から2,350億円を返納させることとしており、その理由について質疑があった。これに対し政府は、以下のような答弁を行った。

- ・新型コロナウイルス感染症基金は、新型コロナにより業況が悪化した中小企業に対する融資のうち、当初3年間分を実質無利子化するために造成した基金である。この実質無利子融資は、民間金融機関は令和3年3月末に、政府系金融機関は令和4年9月末に申請受付を終了している。一定期間は支払いが引き続き実施されるものの、申請受付を終了したことで、基金からの支出が見込まれる最大額の算定が可能となったため、対象となる融資の貸付状況等を踏まえ、令和5年度の国庫への返納予定額を2,350億円と算出した。⁴¹

10 歳出改革

(1) 歳出削減の具体的内容

政府は、令和5年度予算において歳出改革により2,100億円程度の財源を確保したと説明しており、その歳出改革の具体的内容について質疑があった。これに対し政府は、以下のような答弁を行った。

- ・歳出改革については、骨太方針に基づき従来の歳出改革の取組を実質的に継続することとし、非社会保障関係費の増額は従来330億円程度に抑えてきたが、令和5年度

の消費者物価上昇率が、平成25年から令和3年度の平均の4.5倍になる見込みであることを踏まえ、全体で1,500億円程度に抑える中で、防衛関係費以外の非社会保障関係費について一層の効率化を図ることで、防衛関係費の増額のうち、2,100億円程度に対応する財源を確保した。⁴²

- ・令和5年度予算の非社会保障関係費については、防衛関係費を除き、前年度に比べて全体として600億円程度の歳出減としており、この数字は特定の経費を念頭に歳出削減を行ったものではない。骨太方針の考え方に基いて歳出全体を見直した結果確保された金額である。実際の内訳では、恩給関係費で252億円減、エネルギー対策費で217億円減となる一方、文教及び科学振興費は257億円増となるなど様々な増減があり、特定の分野の削減を防衛費の増額に充てたということではない。⁴³

(2) 本法律に歳出改革についての規定が盛り込まれなかった理由

政府は、歳出改革により令和9年度に1兆円の財源を確保する方針としているが、本法律に歳出改革についての規定は盛り込まれておらず、その理由について質疑があった。これに対し政府は、以下のような答弁を行った。

- ・本法律案は、財源確保策のうち、主として税外収入に関して、法律上の手当てが必要なものについて所要の措置を講じるものである。歳出改革に関する規定は盛り込まれていないが、これは、防衛力整備計画において歳出改革を防衛財源の一つとすると定め、その具体的な内容は、閣議決定された骨太方針に基づいて行われていることを踏

⁴⁰ 第211回国会衆議院財務金融委員会議録13号8頁(令5.4.7)前田政府参考人(財務省主計局次長)答弁

⁴¹ 第211回国会衆議院財務金融委員会議録14号21頁(令5.4.18)小林政府参考人(中小企業庁事業環境部長)答弁

⁴² 第211回国会衆議院財務金融委員会議録14号17-18頁(令5.4.18)井上財務副大臣答弁

⁴³ 第211回国会衆議院財務金融委員会議録14号18頁(令5.4.18)井上財務副大臣答弁

まえたものである。⁴⁴

11 国有財産売却

政府関係機関の株式売却益を防衛費に充てれば増税は不要ではないかとの質疑があった。これに対し政府は、以下のような答弁を行った。

- ・政府が株式を保有する株式会社は、当該法人を通じて政策目的を達成する必要性に鑑みて国が株式を保有している。したがって、民営化の場合に、収益性を重視する民間株主と政策的な役割を期待する政府との利害が一致しないという場合もあるので、そのバランスを踏まえた判断が必要となる。現時点では、東日本大震災の復興財源として活用することとされている東京メトロ株などを除き、売却可能な株式があるとは承知していない。⁴⁵

12 税制措置

防衛力強化に係る財源確保のための税制措置について、「令和5年度税制改正の大綱」（令和4年12月23日閣議決定）では、令和9年度において1兆円強を確保するため、令和6年以降の適切な時期において、法人税、所得税及びたばこ税について措置を講ずるとしている⁴⁶。税制措置に関して様々な質疑が行われ、政府からは、下記(1)から(7)のような答弁がなされた。

(1) 対象税目を法人税、所得税及びたばこ税とした理由についての政府答弁

- ・現在の税制の決定プロセスである与党税制調査会において、防衛力の強化は、国民の命、暮らし、事業を守るためのものであるという観点、国民各層の負担能力や現下の経済情勢にも配慮しつつ、幅広い税目について議論が行われ、その結果、法人税、所得税、たばこ税という三税目による対応となった。⁴⁷

(2) 施行時期を「令和6年以降の適切な時期」とした理由についての政府答弁

- ・行財政改革を含めた財源調達の見通し、景気や賃上げの動向及びこれらに対する政府の対応を踏まえた措置を行うためである。そうであると、税制措置について昨年（令和4年）末に決定しておく必要はなかったのではないかとの指摘もあるかもしれないが、防衛力の抜本的な強化を安定的に支えるための裏づけとなる財源は今を生きる我々が将来世代への責任として対応すべきとの考え方の下で、国債発行額を増加させないこととし、歳出改革、決算剰余金の活用、税外収入の確保によってもなお足らざる額について税制措置をお願いすることを示すことが、国民への説明責任を果たすことになると思った。⁴⁸

⁴⁴ 第211回国会衆議院財務金融委員会議録16号23頁（令5.4.25）鈴木財務大臣答弁

⁴⁵ 第211回国会衆議院財務金融委員会議録16号36頁（令5.4.25）齋藤政府参考人（財務省理財局長）答弁

⁴⁶ 法人税については、「税率4～4.5%の新たな付加税を課す。中小法人に配慮する観点から、課税標準となる法人税額から500万円を控除することとする。」としている。

所得税については、「当分の間、税率1%の新たな付加税を課す。現下の家計を取り巻く状況に配慮し、復興特別所得税の税率を1%引き下げるとともに、課税期間を延長する。延長期間は、復興事業の着実な実施に影響を与えないよう、復興財源の総額を確実に確保するために必要な長さとする。」としている。

たばこ税については、「3円/1本相当の引上げを、国産葉たばこ農家への影響に十分配慮しつつ、予見可能性を確保した上で、段階的に実施する。」としている。

⁴⁷ 第211回国会衆議院財務金融委員会議録16号4-5頁（令5.4.25）鈴木財務大臣答弁

⁴⁸ 第211回国会衆議院財務金融委員会議録16号34頁（令5.4.25）鈴木財務大臣答弁

(3) 復興特別所得税の見直しは復興財源の目的外使用であるとの指摘や復興財源に悪影響を及ぼす懸念についての政府答弁

- ・復興特別所得税については、現下の家計の負担増にならないよう、その税率を引き下げるとともに、課税期間を延長することとしている。延長幅は、復興財源の総額を確実に確保するために必要な長さとしており、復興事業に影響を及ぼさないようにしている。また、復興財源との関係では、復興債の発行を通じた柔軟な資金調達が可能であり、復興特別所得税の税率を引き下げても毎年度の復興事業の円滑な執行には問題は生じない。こうしたことから、復興特別所得税を防衛費に目的外使用していることには当たらないと考える。⁴⁹

(4) 復興特別所得税の見直しが被災地や将来世代から理解を得られない懸念についての政府答弁

- ・被災地の方々の思いはよく聞いている。2038年以降も付加税が続くということで、将来世代に御負担をいただかなければならないということも確かである。こうしたことを踏まえ、被災地の方々、将来世代の方々にも御理解を深めていただけるように丁寧な説明に努めなければならぬと考えている。⁵⁰

(5) 法人税増税が企業活動に悪影響を及ぼす懸念についての政府答弁

- ・税制措置のうち法人税については、地域経済、雇用を支える中小企業に配慮し、中小企業の所得2,400万円程度までは付加税を

課さない仕組みとなっている。その結果、対象となるのは全体の6%の企業に限られる。そして、負担する法人税は、法人税率に換算すると1%程度の負担増となる。令和3年度において法人の申告所得金額が過去最高を記録している点なども踏まえれば、こうした企業活動に対して過度な影響を与えるものにはなっていない。⁵¹

(6) 増税の前に政治家自身が身を切る改革を行う必要性についての政府答弁

- ・防衛力強化の財源確保については、様々な工夫により4分の3を確保した上で、残りの4分の1を、今を生きる我々の将来世代への責任として税制措置での協力をお願いしたい。その際には、国民の負担をできるだけ抑えるべく、歳出改革、決算剰余金の活用、税外収入の確保といった行財政改革の努力を最大限行うこととしている。その上で、議員歳費の削減、議員定数の削減、議員宿舎の家賃の値上げ等をまず行うべきという指摘に対しては、政治活動の根幹に関わることであり、国会において各党各派の間で御議論をいただかなければならない事柄であると考えている。⁵²

(7) 税制措置や決算剰余金、歳出改革も盛り込んだ法律を策定すべきとの指摘についての政府答弁

- ・税制措置については、昨年（令和4年）末に閣議決定した枠組みの下、その実施時期について行財政改革を含めた財源調達の見通し、景気や賃上げの動向及びこれらに対する政府の対応を踏まえて今後判断してい

⁴⁹ 第211回国会衆議院財務金融委員会議録16号5頁（令5.4.25）鈴木財務大臣答弁
第211回国会衆議院財務金融委員会議録17号11頁（令5.4.26）井上財務副大臣答弁

⁵⁰ 第211回国会衆議院財務金融委員会議録16号5頁（令5.4.25）鈴木財務大臣答弁

⁵¹ 第211回国会衆議院財務金融委員会議録16号41頁（令5.4.25）鈴木財務大臣答弁

⁵² 第211回国会衆議院財務金融委員会議録16号39頁（令5.4.25）鈴木財務大臣答弁

くこととされている。⁵³

- ・法律上の手当てが特段不要である歳出改革や決算剰余金の活用に関する規定は盛り込まれていないが、これらについては、別途、防衛力整備計画において、防衛財源の一つとすることが定められている。その上で、歳出改革の具体的な内容については、政府の閣議決定した骨太の方針に基づいて行うこととし、また、決算剰余金の活用については、財政法上、公債又は借入金の償還財源に充てるべきこととされている2分の1を除く残りの2分の1を防衛財源として活用することを見込んでいる。⁵⁴

V 法律成立後の動向

本法律及び防衛費の財源について、上記IVのとおり多様な点から既に質疑がなされているところ、本章では本法律成立後の動向について補足する。

1 税外収入の確保

(1) 政府保有株売却

防衛力強化資金に繰り入れる税外収入について政府は、年平均0.9兆円程度の安定財源を確保できるよう努めるとしつつも、令和6年度以降に繰入れに充てる税外収入について現時点で具体的に見込まれるものはないと答弁している（IV 4 (2)）。

この点につき、政府が保有するNTT株の売却を検討する自党内のプロジェクトチームが立ち上がり、令和5年11月に提言を取りまとめる予定と報道されている⁵⁵。

政府が保有するNTT株の時価総額は約

4.9兆円程度（令和5年8月末現在）であり売却により財源の一部を賄える計算となるが、仮に売却しても得られる財源効果は限定的であるといった指摘⁵⁶や、通信インフラを持つNTTが海外資本に買収された場合の経済安全保障上の懸念を指摘する声⁵⁷がある。

また、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）の規定に基づき政府はNTT株の3分の1以上を保有することが義務付けられていることから、売却には法改正が必要となる。

(2) 決算剰余金及び予備費

政府は防衛費の財源として決算剰余金から毎年0.7兆円を活用するとしており、この金額は、決算剰余金の直近10年間の平均が1.4兆円程度であることから、公債の償還財源に充てるべき2分の1を除く残りの0.7兆円程度を活用見込額として見込んでいる旨を答弁している（IV 5 (1)）。

この点につき、見込額が確保できない懸念についても質疑されていたところであるが、令和4年度決算においては、2兆6,294億円の決算剰余金が生じ、政府が想定していた0.7兆円を上回る1.3兆円が防衛費の財源となる見込みとなった。

ただ、令和4年度においては、新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費として計上されていた5兆円のうち、2兆7,785億円が未使用となっていたところである。

なお、予備費計上額の妥当性等についても質疑の対象となっていたところであるが⁵⁸、

⁵³ 第211回国会衆議院財務金融委員会議録16号5頁（令5.4.25）鈴木財務大臣答弁

⁵⁴ 第211回国会衆議院財務金融委員会議録16号33頁（令5.4.25）鈴木財務大臣答弁

⁵⁵ 「甘利氏「NTT法の存在理由の検討を」自民PTで意見聴取」『日本経済新聞電子版』（2023.9.7）

⁵⁶ 「株売却 経済効果は限定的 経済安保懸念 欧米では民営化進む」『日本経済新聞』（2023.8.22）

⁵⁷ 「NTT競争の制約見直し 法改正検討、研究公開義務を緩和 政府・自民」『日本経済新聞』（2023.8.22）

⁵⁸ 予備費の不使用分が決算剰余金を経て防衛財源に繰り入れられることと防衛費を国債発行増では賄わないとの政府説明とが不整合であるとの指摘や、それに対する政府答弁についてはIV 5 (4)及び(5)参照。

令和5年度予算で計上されている5兆円の前備費について、令和5年8月末時点で使用実績はない。

2 我が国財政への影響

我が国の財政健全化目標である、2025年度のプライマリーバランス黒字化等について、「中長期の経済財政に関する試算」(令和5年7月25日経済財政諮問会議)では、高めの経済成長が続いた場合(成長実現ケース)においても黒字化の見通しは2026年度としつつも、適切な経済財政運営や歳出改革を継続すれば2025年度の黒字化が視野に入るとした。これを踏まえ政府は、現在の黒字化目標を維持することを改めて表明している⁵⁹。

上記の試算は今後5年間で43兆円程度を必要とした防衛力整備計画を踏まえたものであるが、防衛力強化に係る財源確保に伴う復興特別所得税の税率引下げ及び課税期間の延長については、実施時期等が決まっていないことから試算には織り込まれていない。

3 税制措置

「令和5年度税制改正の大綱」(令和4年12月23日閣議決定)では、防衛力強化のための財源として令和9年度において1兆円強を確保するため、令和6年以降の適切な時期において、法人税、所得税及びたばこ税について措置を講ずるとしていた⁶⁰。

しかし、税制措置の実施時期について、「経済財政運営と改革の基本方針2023」(令和5年6月16日閣議決定)において、「令和7年以降の然るべき時期とすることも可能となるよう、…(中略)…柔軟に判断する」に修正

された。この変更は、増税に慎重な意見に配慮した結果との報道がある⁶¹。また、増税先送りによって必要となる財源を他の予算項目から回す形になれば、その分だけ赤字国債の発行が増えるとの懸念の声もある⁶²。

⁵⁹ 後藤経済財政・再生担当大臣閣議後記者会見(令和5年7月25日)

⁶⁰ 前掲注46

⁶¹ 「防衛増税、25年以降容認を示唆」『日本経済新聞』夕刊(2023.6.13)

⁶² 木内登英「防衛費増税時期のさらなる先送り：岸田政権の目玉政策はすべて財源確保先送りに」(2023.6.14)
<<https://www.nri.com/jp/knowledge/blog/1st/2023/fis/kiuchi/0614>>(2023.8.28閲覧)